

令和4年11月18日
京都市行財政局管財契約部契約課

労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアルの改正について

本日付で、下記のとおり、労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアルを改正し、対象公契約のうち指定管理協定に係る労働関係法令遵守状況報告書については、提出先を契約課から指定管理施設所管課に変更することとしましたので、御留意願います。

※ 工事請負契約及び役務に係る委託契約については、提出先は変更ありません。

記

新	旧
<p>5 遵守状況報告書の提出手続</p> <p>(1) 受注者及び指定管理協定締結者は、対象公契約締結後2ヶ月以内に、京都市（提出先は、<u>受注者は契約課、指定管理協定締結者は施設所管課。</u>以下も同じ。）に遵守状況報告書を提出※する必要があります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5 遵守状況報告書の提出手続</p> <p>(1) 受注者又は指定管理協定締結者は、対象公契約締結後2ヶ月以内に、京都市（提出先は契約課。以下も同じ。）に遵守状況報告書を提出※する必要があります。</p> <p>(以下略)</p>

※下線部が変更箇所